

**給付規程を改訂しました**

平成27年度から、給付規程に下記の①から⑨の改訂があります。

①第2条で、「医師が必要と認めた通入院」に限っていましたが、「医師又は柔道整復師が必要と認めた通入院」に緩和されました。

②第5条の第1項を新たに第4条の第1項、第2項、第3項と細分化し、機能回復のための通院が、整形外科でも接骨院でも同等にしました。

その他、以下の内容が変わっています。

- ③条項の追加、移動。
- ④給付申請書の書式改訂。
- ⑤治療回数証明書の書式改訂。
- ⑥後遺障害診断書を拡大掲載。
- ⑦賠償責任補償の概要を改訂。
- ⑧災害発生から給付までの流れ（フローチャート）を一部改訂。

（「改訂後の給付規程」は、岐阜県PTA連合会のHP上でも、アップしています。）

**平成26年度災害報告(3/10期)**

災害報告は全31件ありました。（給付辞退2件を含む）

**(1) 地区別・学校種別発生数**

	小学校	中学校
岐阜	7(2)	1
西濃	5(1)	1
美濃	7(1)	1
可茂	0	1
東濃	2	0
飛驒	4	2

\* ( ) 内は賠償責任事故数

**(2) 災害内容の内訳(計31件)**

	件数
医院への通院	23
接骨院への通院	1
病院への入院	3
賠償責任事故	4

**(3) 被災者の内訳(計31件)**

	件数
保護者	21
子ども	4
教職員	1
協力者	1
物損事故	4

**(4) 傷害部位別(計31件)**

	件数	
手	骨折	4
	捻挫	1
足	骨折	5
	創傷	2
	捻挫	8
	火傷	1
頭	打撲	1
肩	脱臼	1
腰	打撲	1
	捻挫	1
蜂刺され	2	
物損	4	

\* 捻挫、骨折が大半

**【お願い】**平成26年度も運動中や資源分別回収中のケガの報告が大半を占めていました。「足のケガのため、家事や仕事を休まざるをえなかった。」との報告例が後を絶ちません。何よりも被災された方が一番困っておられます。

PTA活動（運動や作業）前の準備運動や諸注意を互いに呼びかけ合い、事故や怪我の防止に努めてください。

**「お問合せ」への対応から**

**Q:** スキー教室の指導者としてPTA会員を招聘していますが、怪我をされたり相手に怪我をさせたりすることが想定されます。そちらの見舞金や賠償補償制度があるので、一般の保険には入らなくてもいいですね？

A: 給付させていただく額は、あくまで「見舞金」程度です。被災者の方の医療費の支払いではありません。従って、ご満足いただける給付額と言えないこともあります。一般の保険にも入るかどうかは、被災者の立場を考えながら、そちらで判断してください。また、賠償責任補償についても、「PTAに法律上の賠償責任が生じ、支払い義務が生じた場合」に限られます。

この事業は共催事業と伺っていますが、スキー教室の指導者である会員が怪我をさせた場合、PTAがその責任を負うことになるかどうか委託保険会社に確認しておいてください。（委託保険会社の連絡先をお伝えした。）

**新年度用「手引」をご活用ください**

平成27年度用「見舞金給付会の手引」を貴所属郡市PTA連合会事務局を通して、各単位PTAへ3部ずつ配布いたしました。大切に保管していただきとともにご活用いただきますようお願いいたします。

平成26年度中、同じ学校から複数回の災害報告もあり、大いに利用していただいている学校もあります。一方で、この制度の存在が広く周知されているかどうかを危惧しております。

自校の会員はもとより、近隣の学校へも情報提供をしていただけると幸いです。

\* 見舞金給付会の概要について、岐阜県PTA連合会HP (<http://www.g-pta.com>) に掲載しております。必要書類もダウンロードできます。是非アクセスしてみてください。